

タイトル	分娩介助時における助産師の個人防護具着用行動とリスク認知に関する研究
別タイトル	A Study on Personal Protective Equipment Use and Risk Perception among Midwives during Birth Assistance
作成者（著者）	楠見, ひとみ
公開者	東邦大学
発行日	2014.09
掲載情報	東邦大学大学院看護学研究科 博士論文 内容の要旨及び審査結果の要旨. 14.
資料種別	学位論文
内容記述	主査：遠藤英子 / タイトル：分娩介助時における助産師の個人防護具着用行動とリスク認知に関する研究 / 著者：楠見ひとみ /
著者版フラグ	none
報告番号	32661甲第758号
学位授与年月日	2014.09.25
学位授与機関	東邦大学
メタデータのURL	<a href="https://mylibrary.toho.u.ac.jp/webopac/TD42439303">https://mylibrary.toho.u.ac.jp/webopac/TD42439303</a>

# 博士學位論文

論文内容の要旨

および

論文審査の結果の要旨

東邦大学

# 博 士 論 文 要 旨

看護学研究科看護学専攻 感染制御看護学 分野	学籍番号 ND11004 氏 名 楠見 ひとみ
論文題目	分娩介助時における助産師の個人防護具着用行動とリスク認知に関する研究
<p><b>【はじめに】</b></p> <p>助産師の皮膚・粘膜への曝露経験者の割合は看護師の約 2.8 倍であり、助産師は感染リスクの高い職業である。特に分娩介助は産婦の血液・体液を至近距離で扱うケアであり、予想外の血液や体液の曝露をうける可能性が高く濃厚な感染機会を伴うことから、厳重な感染防止対策が必要となる。しかし従来の分娩室の感染対策は、HBV、HCV、HIV キャリアに対する標準予防策に限定されていた。分娩を扱う職員の意識調査の結果においても、予防策が十分とはいえない状況が明らかとなっており、将来における感染事故が危惧されている。これまでに助産師の分娩介助時の個人防護具(Personal Protective Equipment：以下 PPE)の着用状況についての報告はあるが、PPE 着用行動に影響を与える要因についての視点から着用行動の特徴や着用の推進策について検討したものはない。PPE 着用行動に影響する要因を探索することは PPE 着用の促進因子と阻害因子を特定することとなり、根拠に基づいた感染防止対策の推進に寄与できると考えた。</p> <p><b>【目 的】</b></p> <p>本研究は、分娩介助時における個人防護具の着用行動に関連する要因から、助産師の感染防止行動の特徴を心理社会的側面から明らかにし、有効な PPE 着用推進について検討することを目的とした。</p> <p><b>【方 法】</b></p> <p>研究デザインは、関係探索型横断研究で自記式質問紙調査法による量的研究である。研究対象は、全国の病院に勤務する助産師である。産科を標榜している全国の病院から無作為に施設を抽出し研究協力の依頼を行った。調査協力に同意を得られた施設の研究対象者に、回答後の調査票を返信用封筒に入れ調査対象者自身で投函して返送してもらうことでデータ収集を行った。本研究は、行動に対する態度と主観的規範、および行動コントロール感が行動意図を決定する独立因子であるとする計画的行動理論を用いて着用意図および着用行動に関連する要因の探索を試みた。調査内容は、本研究で開発した分娩介助時の PPE 着用行動に関連する心理的要因に関する質問、LOC(Locus of control)尺度、基本属性、これまでの血液曝露経験、分娩介助時の PPE の使用状況、標準予防策の必要性であった。分析方法は、調査内容の各項目について、単純集計、基本統計量（平均値、標準偏差等）の算出を行った。分娩介助時の PPE 着用行動に関連する心理的要因について因子分析を行い、因子の抽出を行った。因子分析により抽出された因子の内的整合性を検証するためにクロンバックの <math>\alpha</math> 係数を求めた。各因子について質問項目を除外した場合の <math>\alpha</math> 係数を求めて、<math>\alpha</math> 係数が最も高くなるように質問項目を選択した。マスク、アイガード、マスクとアイガードをあわせた顔面保護具のそれぞれの着用意図と着用遵守行動について、因子分析により抽出された PPE 着用行動に関連する因子の影響について統計的な解析を行った。</p> <p>本研究は、東邦大学看護学部倫理審査委員会の承認を得た後に実施した（承認番号：24016）。</p>	

## 【結 果】

調査票の回収は 1254 名中 687 部(回収率：54.8%)、有効回答率は 96.8%であった。対象者は平均 37.2 歳、助産師経験年数は平均 11.6 年であった。96.5%の助産師に分娩介助時における血液・体液の曝露経験があり、そのうち 20.8%の助産師は眼への曝露経験があった。分娩介助時に必ずアイガードの着用を遵守する助産師の割合は全体の 9.2%であり、まったく着用していない助産師は 61.1%であった。産婦の血液媒介病原微生物の保有が否定された場合の分娩介助時の PPE 着用率の平均は、手袋は 99.8%、ガウンは 92.7%、マスクは 68.2%、アイガードは 23.4%であるのに対し、産婦の病原微生物の保有が明らかである場合の分娩介助時の PPE の着用率の平均は、手袋は 99.8%、ガウンは 99.1%、マスクは 87.2%、アイガードは 63.9%と手袋以外は前者に比べて有意に高かった。

PPE 着用行動に関連する心理的要因の質問項目の因子分析の結果 5 つの因子が抽出され、内的整合性があることが確認できた。これらのうち、PPE 着用遵守行動には、「感染対策に対する正しい認識」と「感染対策に対する他者からの期待」が大きく影響していた。

## 【考 察】

今回対象とした病院に勤務する助産師の 96.5%に分娩介助時における血液や体液の曝露経験があり、曝露することが特異な経験ではないことが示された。産婦の血液媒介病原体の保有の有無により、助産師の PPE 着用には差があり、病原体の保有が否定されている産婦の分娩介助時の PPE 着用率が有意に低かった。これは、助産師が妊娠初期に実施される血液検査の結果を重視していることによる感染防止行動に対して寛容な態度であることが推察された。8割近くの助産師は、分娩は血液・体液の飛散が予想される場面であり、アイガードが必要であると認識していることが示され、66.6%の助産師にアイガードを着用しようとする意識があった。しかし、分娩介助時にアイガードの着用を確実に遵守している助産師は 9.2%と 1割以下であり、標準予防策に対する正しい知識が望ましい態度と関連しているが、実践との迎合性は乏しいことが明らかになった。このことは、分娩をより自然でありたいとする助産師の職業的アイデンティティが関係していることが考えられた。

着用遵守している助産師は、着用することを管理者や産婦から期待されている認識が高いことより、これらが外発的な動機づけとなり、着用遵守行動につながっていることが推察された。着用行動の推進には、助産教育からの専門職としてのリスク感性の涵養と、医療安全に対する基本的な考え方や態度の育成が重要と考える。加えて正しい感染防止対策についての継続した現任教育が臨床場面における実際の着用行動の定着化につながると考えられた。

## 【結 論】

96.5%の助産師は分娩介助時に血液・体液曝露の経験があり、20.8%の助産師は眼への曝露経験があった。助産師は妊娠初期に実施される病原体スクリーニング検査の結果において、産婦の病原体の保有が否定された場合は着用遵守行動が寛容となる傾向にあった。PPE 着用行動に関連する心理的要因のうち助産師の PPE 着用行動には、「感染防止に対する正しい認識」と、「感染防止策に対する他者からの期待」が大きく影響していた。PPE 着用行動の推進には、助産教育からの専門職としてのリスク感性の涵養と医療安全に対する基本的な考え方や態度の育成、組織や管理者の感染対策に対する強力な指導力の発揮、および産婦への感染防止策に対する予期的な教育の必要性が示唆された。

## 博士学位論文審査結果の要旨

東邦大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程

基礎・実践看護学分野 感染制御看護学専攻 ND11004 楠見 ひとみ

論文題目：「分娩介助時における助産師の個人防護具着用行動とリスク認知に関する研究」

指導教員：遠藤英子（東邦大学看護学部教授）

平成 26 年 9 月 8 日、遠藤英子教授（主査）、高木廣文教授、福島富士子教授、小林寅詰教授の 4 名からなる審査委員会が開催され、学位論文に関する審査が行われた。下記に審査の概要について記述する。

助産師の皮膚・粘膜への曝露経験者の割合は看護師の約 2.8 倍であり、特に分娩介助は産婦の血液・体液を至近距離で扱うケアであり、血液・体液の曝露をうける可能性が高く職業感染のリスクを伴う。しかし、助産師の分娩介助時の個人防護具(PPE)の着用状況についての施設毎の報告はあるが、PPE 着用行動に影響を与える要因についての着用行動の特徴や着用の推進策について検討したものはない。

本研究は、分娩介助時における個人防護具の着用行動に関連する要因から、助産師の感染防止行動の特徴を心理社会的側面から明らかにし、有効な PPE 着用推進について検討することを目的としている。

研究デザインは、関係探索型横断研究で自記式質問紙調査法による量的研究であり、その対象は、全国の病院に勤務する助産師であり、産科を標榜している全国の病院から病床規模層別に無作為抽出した。行動に対する態度と主観的規範、および行動コントロール感が行動意図を決定する独立因子であるとする計画的行動理論 (Ajzen(2011)が合理的行動理論を拡大して提唱したモデル) を用いて着用意図および着用行動に関連する要因の探索を試みた。調査内容は、研究者自作の分娩介助時の PPE 着用行動に関連する心理的要因に関する質問、LOC(Locus of control)尺度、基本属性、血液曝露経験、分娩介助時の PPE の着用状況、標準予防策に対する認識についてである。

調査票の回収は 1254 名中 687 部(回収率：54.8%)、有効回答率は 96.8%であった。対象者は平均 37.2 歳、助産師経験年数は平均 11.6 年であった。96.5%に分娩介助時における血液や体液の曝露経験があり、曝露することが特異な経験ではないことが示された。そのうち 20.8%の助産師は眼への曝露経験があった。分娩介助時に必ずアイガードの着用を遵守する助産師の割合は全体の 9.2%であり、まったく着用していない助産師は 61.1%であった。

産婦の血液媒介病原微生物の保有が否定された場合の分娩介助時の PPE 着用率の平均は、手袋は 99.8%、ガウンは 92.7%、マスクは 68.2%、アイガードは 23.4%であるのに対し、産婦の病原微生物の保有が明らかである場合の分娩介助時の PPE の着用率の平均は、手袋は 99.8%、ガウンは 99.1%、マスクは 87.2%、アイガードは 63.9%と手袋以外は前者に比べて有意に高く、産

婦の血液媒介病原体の保有の有無により、助産師の PPE 着用には差があり、助産師が妊娠初期に実施される血液検査の結果を重視していることによる感染防止行動であることが示された。分娩は血液・体液の飛散が予想される場面であり、アイガードが必要であると 8 割近くの助産師は認識しており、66.6%の助産師にアイガードを着用しようとする意識のあることが示された。しかし、分娩介助時にアイガードの着用を確実に遵守している助産師は 9.2%と 1 割以下であり、助産の分野における感染対策は標準予防策に対する正しい知識が望ましい態度と関連しているが、実践との迎合性は乏しいことが明らかになっている。

PPE 着用行動に関連する心理的要因の因子分析の結果、「感染防止に対する正しい認識」、「感染防止に対する他者からの期待」「マスク着用による不具合」「助産業務に対する感染リスクの認識」「アイガード着用の不具合」の 5 因子が抽出され、内的整合性が確認された。これらのうち、助産師の PPE 着用行動には、「感染防止に対する正しい認識」と、「感染防止策に対する他者からの期待」が大きく影響しており、PPE 着用行動には、感染に対するリスク認知と主観的規範が関連していたことが明らかになった。しかし、計画的行動理論において行動に対して直接影響を及ぼすとされている行動コントロール感と助産師の着用行動との関連性は明らかにできなかった。

本研究により、日本の病院に勤務する助産師の PPE 着用行動とその関連要因として、「感染防止に対する正しい認識」、「感染防止策に対する他者からの期待」が着用遵守行動に関連していることが明らかになった。この結果に基づいて助産師の PPE 着用行動推進の推進には、①PPE 着用に対する正しい認識と動機づけの強化、②基礎教育からの継続した感染防止教育、③管理者の感染対策に対する指導力の発揮と組織の安全文化の醸成、④産婦への感染防止策に対する予期的な教育が重要であることが示唆された。

したがって、本研究の意義は、助産師の職業感染対策を目的とした分娩介助時の PPE 着用行動を推進する対策の基礎資料となり、安全な医療体制の基盤整備に寄与するものであると考える。

審査過程で「計画的行動理論」の選択理由に関しての質疑に対しては、リスク認知を含む PPE 着用意図や着用行動を規定している要因の影響が明らかになれば、着用行動遵守の推進のための効果的な働きかけの示唆が得られると考え、助産師の PPE 着用意図やリスク認知と着用行動の関連要因を明らかにするには「計画的行動理論」の概念を用いることが妥当であると考えたことが確認された。さらに、感染防止に関しての助産師の寛容さの考察として分娩をより自然でありたいとする助産師の職業的アイデンティティが関係していることの確認もされた。

以上の論文の成果を踏まえ、本論文は研究上の新規性および独創性があり、学位規程第 2 条に定める博士（看護学）の学位を授与するに値するものであり、申請者は看護学における研究活動を自立して行うことに必要な高度な研究能力と豊かな学識を有すると認め、論文審査ならびに最終試験に合格と判定した。